「トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成22年8月18日22消安第4305号消費・安全局長通達)一部改正新旧対照 表

(傍線の部分は改正部分)

改正後

トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則

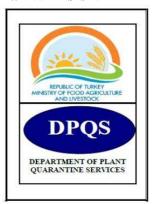
植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるグレープ フルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年)フルーツ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年) 2月7日農林水産省告示第191号。以下、「告示」という。)に規定する生 2月7日農林水産省告示第191号。以下、「告示」という。)に規定する生 果実(以下「生果実」という。)の植物検疫の実施については、告示に規果実(以下「生果実」という。)の植物検疫の実施については、告示に規 定するもののほか、この細則に定めるところによる。

$1 \sim 4$ (略)

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示 は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、 容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2)(略)

6 (略)

現 行

トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則別表2の付表第56のトルコから発送されるグレープ 定するもののほか、この細則に定めるところによる。

$1 \sim 4$ (略)

5 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示 は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、 容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



(2)(略)

(略) 6